

改正

平成22年7月1日規則第28号

令和6年7月25日規則第47号

令和7年3月31日規則第26号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則をここに公布する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設置場所の配置の基準の特例)

第2条 条例第3条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 河川、湖沼又は公共施設等があるため、その距離が著しく遠くなる場合
- (2) 国、地方公共団体その他公共団体又は工場若しくは事業場等が、その職員又は従業員の福利厚生施設として、適正な場所及び規模で経営する場合
- (3) 既設の普通公衆浴場を承継して経営しようとする場合
- (4) 既設の普通公衆浴場の営業者が、災害により滅失した当該普通公衆浴場の場所に設置しようとする場合であって、災害後6月以内に公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「規則」という。）第1条の規定による営業許可申請書を提出したとき。
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体が実施する事業のため、普通公衆浴場を移転しなければならない場合であって、当該移転の事由が生じた日から6月以内に規則第1条の規定による営業許可申請書を提出したとき。

2 前項の事実を証する書類は、規則第1条の規定による営業許可申請書に添付しなければならない。

(衛生等の措置の基準の特例)

第3条 条例第4条第4項の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該場合に適用しない衛生等の措置の基準は、同表の左欄に掲げる場合ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

左欄	右欄
条例第4条第1項に規定するその他の公衆浴場の浴室等を、家族のみに貸切りで利用させる場合又は入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみに貸切りで利用させる場合	条例別表第1の1の(3)（男女を区別し、その境界に隔壁を設ける部分に限る。）及び同表の2の(19)の基準
条例第4条第1項又は第3項に規定するその他の公衆浴場に、水着その他の公衆衛生上及び風紀上支障がないものとして知事が別に定めるものを着用させて入浴させる場合	条例別表第1の1の(3)及び条例別表第3の1の(3)（条例別表第1の1の(3)に係る部分に限る。）の基準（浴室及び屋外の浴槽に係る部分に限る。）並びに条例別表第1の2の(19)及び条例別表第3の2（条例別表第1の2の(19)に係る部分に限る。）の基準
条例第4条第3項に規定するその他の公衆浴場（その主たる入浴設備が蒸気又は熱気によるものに係るものに限る。）のうち、浴室と脱衣室、シャワーその他の設備との間の移動の経路が屋外にあり、かつ、当該浴室の付近に浴槽又は適温の湯水が出るシャワーを設けるものである場合	条例別表第3の1の(1)の基準

(水質基準)

第4条 条例別表第1の2の(5)の規則で定める基準のうち原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉又は

井戸水を使用する場合であって、この基準によることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の(1)から(4)までの一部又は全部の基準によらないことができる。

左欄	右欄
(1) 色度	5度以下であること。
(2) 濁度	2度以下であること。
(3) 水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。
(4) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。
(5) 大腸菌	検出されないこと。
(6) レジオネラ属菌	検出されないこと。

2 条例別表第1の2の(5)の規則で定める基準のうち浴槽水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、前項ただし書に規定する場合においては、同表の(1)及び(2)のいずれか又はすべての基準によらないことができる。

左欄	右欄
(1) 濁度	5度以下であること。
(2) 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量にあつては1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。
(3) 大腸菌	1ミリリットル中1個以下であること。
(4) レジオネラ属菌	検出されないこと。

(水質検査)

第5条 条例別表第1の2の(5)のアの規定による水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数で行うものとする。

- (1) 水道水以外を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水を毎日完全に入れ換えている浴槽の浴槽水 毎年1回以上
- (2) 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っているもの 毎年2回以上
- (3) 第1号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っていないもの 毎年4回以上

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日規則第28号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月25日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日規則第26号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。